

| 受付番号 | 請求年月日 | 実施機関 | 所管課 | 情報の内容 | 決定状況 |
|------|-----------|-----------|-------|--|-----------------|
| 33 | 令和2年8月13日 | 市長（政策推進部） | 政策推進課 | 所謂「コロナ差別」についての2020年5月21日から、2020年8月14日までの電話、手紙、FAX等により受付けた記録を示せ。 | 部分開示 (個人情報) |
| 34 | 令和2年8月13日 | 市長（政策推進部） | 広報広聴課 | <p>2020年依頼の取手市広報紙の紙面改変と今後の予定について</p> <p>1. 前記紙面の改変にあたり、「参考にした」という日本全国他自治体広報紙のすべてを示せ。</p> <p>2. 2020年6月1日号広報紙第7頁右上欄記事中の2例「チェックアウト」なる文言は所謂「和製英語」ではあり得ず、歴とした英語であり、その意味用法を誤っているだけである。 広報広聴課は中学生程度の学力でじゅうぶん理解しうる英語を誤った上に前記紙面の日付から現在まで訂正広告を出していない。その事実の根拠を答えよ。</p> <p>3. 前期6月1日広報紙第5頁上段見出し「市からのお知らせTO-RIDE CITY NEWS」なる文言のアルファベット部分は当然、固有名詞を除き、これはたとえば「THE CITY NEWS FROM TORIDE」でなければ上段「市からのお知らせ」と同義にならない。前記2同様、なぜかような誤りを繰り返し、しかも訂正広告を出さないのか？その根拠を地方公務員法第30条に照らして示せ。</p> <p>4. 2020年8月頃に取手市広報紙に掲載すべき代表的記事は、けだし「ヒロシマ ナガサキ」であり、「コロナ」である。前者についてはまったく記事にしようとせず、後者は、広報広聴課は対応せず、政策推進課の判断で「上層部」の同意できわめて効果のうすい表現で掲載された。前者を記事にせず、後者については本請求日現在でも、アンケートの結果（信憑性を信じているようなので）を行うとすれば、少なくとも1000名以上の市民に「あなたが新型コロナウイルスについて、自分が感染せず、人に感染させない方法として、自ら行っておられる方法を具体的に示してください」などと質問すれば、少しは自ら責任を負うべきことに緊張感を持たせることができよう。これらの例を初め、向こう半年間（少なくとも2020年末ごろまで）の掲載予定のテーマを示せ。</p> | 部分開示 (文書不存在) |

| 受付番号 | 請求年月日 | 実施機関 | 所管課 | 情報の内容 | 決定状況 |
|------|-----------|-------|-------|--|----------------|
| 38 | 令和2年8月28日 | 教育委員会 | 図書館 | <p>1. 地方自治体の要綱に法的拘束力が存在する法的根拠を示せ。</p> <p>2. 取手市立図書館の蔵書にかかる貸出し制限要綱が法的効力を持つ法的根拠を示せ。</p> <p>3. 前記1, 2に関し, 自治体の要綱のみにもとづく規則に法的拘束力が存在する法的根拠を示せ。</p> <p>4. ●●●●年●●月●●日付の公文書(すでに特定済み)による自治体の要綱が, 「要綱」としても「ルール」としても, 法的効力を持つ法的根拠を示せ。</p> <p>5. 前記の管理運営規則を根拠として図書館利用者の館外利用を制限する法的根拠を示せ。</p> <p>6. 前記5の規則のうち, 「権利(または義務)」と「サービス」とを区別する法的根拠を示せ。</p> <p>7. 前記6にかかる法的根拠が存在しなければ, 「サービス」になっているという取手市教育委員会の主張が虚偽であったことになる。虚偽でない法的根拠を示せ。</p> <p>8. 前記5の規則第14条が要綱のみにもとづいているにもかかわらず館外貸出しを停止していることの法的根拠を示せ。</p> <p>9. 前記7の「閲覧」と「館外貸出し(サービス)」は同じ規則で定められているにもかかわらず区別しうる法的根拠を示せ。</p> <p>10. 前記9で教育委員会は, 館外貸出しが図書館法の条文に存在しないことを主張した。図書館法にかような区別が存在するはずがない。前記規則にしか(区別しうる)とすれば)存在しない。区別が当該規則のどの条文に存在するかを答えよ。</p> <p>11. 前記図書館の貸出し制限が条例に拠っていない事実が地方自治法第14条②に違反していない根拠を示せ。</p> <p>12. 「法的根拠はないですけど」と, 取手市教育委員会はしばしば発言する。「法的根拠はない」ことに自治体が拠ってよい法的根拠を示せ。</p> <p>13. 前記5の管理運営規則が法的に有効である法的根拠を, 前記12に照らして示せ。</p> <p>14. 明文化されていない法規は存在しない。法令条文が自治体に存在しないのでよい法的根拠, および存在していない例を示せ。</p> | 不開示 (文書不存在) |
| 39 | 令和2年8月28日 | 教育委員会 | 図書館 | <p>1. 条例の存在しない図書館の新規貸出し停止が地方自治法第14条②に照らし違法行為でない法的根拠を示せ。</p> <p>2. 前記1の図書館貸出し停止にかかる条例が存在しなくても要綱のみにもとづく規則で館外利用を停止してよい法的根拠を示せ。</p> <p>3. 要綱のみにもとづく, 利用者が規則にもとづき, 権利を有する「館外利用」を, 前記のとおり条例の規定なしに制限している事実を教育委員会が「正しいと思っている」法的根拠を示せ。</p> | 不開示 (文書不存在) |
| 40 | 令和2年9月2日 | 教育委員会 | 教育総務課 | 令和2年7月20日 教育委員会定例会 会議録(非公開部分を含む) | 部分開示 (個人情報) |
| 41 | 令和2年9月2日 | 教育委員会 | 教育総務課 | 令和2年8月18日 教育委員会定例会 議案参考資料及び議案資料(非公開部分を含む) | 部分開示 (個人情報) |
| 42 | 令和2年9月4日 | 教育委員会 | 図書館 | <p>1. 取●●発第●●●●号の, ●●●●●●●●●●の「開示することがきぬ理由」に, ●●●●年●●月●●日付の公文書について, 「公文書等の管理に関する法律」の当該案件への適用について, 「その規律を直接に地方公共団体の保有する文書には適用しないこととされ」とある。この「・・・され」なる文言および法的規定はいずれに存在するか, その法令および条文を示せ。</p> <p>また, 前記取●●文書には「規律」とあるが, 「規律」なる文言が法令条文および法的拘束力を持つ公文書に存在するを知らぬ。その事実を法令等において示せ。なお, この請求は, 当該文言が法的に厳格に規定される公文書に存在するとは考えられぬからである。</p> <p>2. 取●●発第●●●●号の●●●●●●●●●●は, 当該請求に対して●●●●とする旨通知しているが, 地方公共団体の運営について, 法的根拠の存在しない件について請求された問題について, 法的根拠がなくても取手市における権利の制限が合法である例, また他の地方自治体についてかかる処分, 法的見解等が示された例を具体的に示せ。</p> <p>3. 前記3について地方自治体において住民・利用者に対する何らかの決定, 措置が法的根拠が存在しなくても有効である根拠を示せ。</p> <p>4. 前記3について, 法的根拠のない決定・措置が無効とならない根拠を示せ。</p> | 不開示 (文書不存在) |

| 受付番号 | 請求年月日 | 実施機関 | 所管課 | 情報の内容 | 決定状況 |
|------|----------|---------|-----|--|--------------------------|
| 43 | 令和2年9月7日 | 教育委員会 | 図書館 | <p>取●●発第●●●●●●●●●●の、●●●●●●●●●●の内容について</p> <p>1. 前記「請求に係る情報の名称、内容」について、前記●●●●●●●●●●について、取手市教育委員会による、過去の法的根拠を求める請求に対する判断が、その判断に係る法的根拠が存在しなくても「●●●●●●●●●●」とする対応が適法である法的根拠を示せ。</p> <p>2. 標記●●●●●●●●●●のうち、地方自治法第14条②については、日本の地方自治体のすべては、地方自治法条文および文言に従う法的義務を有する。しかし、取手市教育委員会は、当該条例が存在せず、しかもこの法律に係る過去の情報公開請求に対して法的措置を示した事実がない。</p> <p>改めて、この自治法の義務規定について、「●●●●●●●●●●」なる答えが法的に有効である根拠を示せ。</p> <p>3. 抑、前記1および2について、自らの判断、措置、行政処分（行政処分ではないという法的根拠が存在しないことは確認済みである）について、あらゆる公務にかかる措置等が法的根拠が存在しなくても当該行為が法的に有効であると考えているとしか、当事者にとっては判断し得ない。</p> <p>その措置等が法的に有効である根拠を示せ。</p> | 不開示 (文書不存在) |
| 44 | 令和2年9月9日 | 教育委員会 | 図書館 | <p>1. 地方自治法第2条②の条文を示せ。</p> <p>2. 地方自治法第14条第1項の条文を示せ。</p> <p>a) 取手市教育委員会における市立図書館の返却遅延図書に関し新たに図書館の館外利用を停止する罰則規定を要綱のみによって定めている。要綱のみによる規則の罰則が法的に有効である法令上の根拠を示せ。</p> <p>b) 前記a)に関し、前記教育委員会は過去も現在も正当である主張を維持している。この館外利用をさせない措置が行政処分でないとする法的根拠を示せ。</p> <p>c) 前記b)について、規則に定めのある館外利用をさせない措置が行政処分でないとする法的根拠を示せ。</p> <p>d) 前記2の自治法第14条第1項で定める「権利の制限」に、前記a)、b)、c)の事実が当たらない(該当しない)法的根拠を示せ。なお、前記教育委員会は自らの措置について、「自治法を守っている」と発言した。</p> <p>3. 前記教育委員会は以前に自らが主張した「図書の閲覧」は権利だが、館外利用はサービスである旨が法的根拠を持たぬ誤りである旨を指摘しても肯じていない。</p> <p>これも以前から指摘しているとおおり、明文化されていない法規は少なくとも日本国には存在しない。これについて、</p> <p>a) 「サービス」なる分類の文言は図書館職員が任意が決めてよいことであり、法的根拠は不要の意と考えられる。</p> <p>この分類についての前記教育委員会の主張が法的に正当である法的根拠を示せ。</p> <p>b) すでに指摘済みのおおり、前記「権利」「サービス」の分類は前記図書館の運営規則に存在せず、まして当該条例にも存在しない。この分類の根拠を法的に答えよ。</p> <p>c) 抑、自治体の運営はその職員が任意、恣意的に決定することはあり得ず、法律、法令の規定がなければ前記1の自治法第2条②に違反している。この自治法の定め違反していない法的根拠を示せ。</p> <p>4. これまでの情報公開請求において、前記教育委員会はしばしば、公務員の公務について、特定の責任を明確にするために、職名、個人名を記入した事実がある。さて、公務員の公務に関しては特段の被害を規定できぬことから、情報公開条例第7条第1項は適用できない。抑、取手市では公務中の公務員はすべてフルネームを記したネームプレートを入館者に公開している。公務中の公務員の氏名を情報不開示とすることについて、根拠となる行政実例、判例、法令等を示せ。</p> | 部分開示 (文書不存在) |
| 45 | 令和2年9月9日 | 市長(財政部) | 管財課 | <p>固定資産税において、令和3年度の評価替えに関して土地評価事務(鑑定)を委託するに、委託料(鑑定料)の予定価格設定から委託先の選定を経て会計行為に至る全ての関連資料。</p> <p>①委託先との業務委託契約書及び仕様書②予定価格設定の根拠(積算内訳書等)③委託先の入札書及びその積算内訳書④入札の場合の「入札書調書」⑤支出命令書(R3年度固定資産税土地評価に適用する標準宅地の不動産鑑定評価及び令和3・4・5年度下落修正率算定業務委託分の本請求書発行日において実施済み分を含む。)⑥契約書にある「支払方法は別途協議」の協議書</p> | 部分開示 (個人情報) (法人情報) |

| 受付番号 | 請求年月日 | 実施機関 | 所管課 | 情報の内容 | 決定状況 |
|------|----------|---------|-----|--|------------------------------|
| 45 | 令和2年9月9日 | 市長（財政部） | 課税課 | <p>固定資産税において、令和3年度の評価替えに関して土地評価事務（鑑定）を委託するに、委託料（鑑定料）の予定価格設定から委託先の選定を経て会計行為に至る全ての関連資料。</p> <p>①委託先との業務委託契約書及び仕様書②予定価格設定の根拠（積算内訳書等）③委託先の入札書及びその積算内訳書④入札の場合の「入札書調書」⑤支出命令書（R3年度固定資産税土地評価に適用する標準宅地の不動産鑑定評価及び令和3・4・5年度下落修正率算定業務委託分の本請求書発行日において実施済み分を含む。）⑥契約書にある「支払方法は別途協議」の協議書</p> | 部分開示 (法人情報) (事務事業執行情報) |
| 45 | 令和2年9月9日 | 市長（会計課） | 会計課 | <p>固定資産税において、令和3年度の評価替えに関して土地評価事務（鑑定）を委託するに、委託料（鑑定料）の予定価格設定から委託先の選定を経て会計行為に至る全ての関連資料。</p> <p>①委託先との業務委託契約書及び仕様書②予定価格設定の根拠（積算内訳書等）③委託先の入札書及びその積算内訳書④入札の場合の「入札書調書」⑤支出命令書（R3年度固定資産税土地評価に適用する標準宅地の不動産鑑定評価及び令和3・4・5年度下落修正率算定業務委託分の本請求書発行日において実施済み分を含む。）⑥契約書にある「支払方法は別途協議」の協議書</p> | 部分開示 (法人情報) |
| 46 | 令和2年9月9日 | 市長（財政部） | 管財課 | <p>固定資産税において</p> <p>1 令和3年度の評価替えに関して土地鑑定評価を委託するに、その委託料の支払いに関する支出命令書。また、同時に契約した令和3・4・5年度下落修正率算定業務委託するに、その委託料の支払いに関する支出命令書（本請求書発行日付けにおいて会計行為実施済み分）。また、以上の委託契約の契約書に記載された「支払方法は別途協議」とされた協議の協議書。</p> <p>2 平成30年度の評価替えに関して固定資産税土地評価に適用する標準宅地の不動産鑑定評価及び平成30・31・32年度下落修正率算定業務委託の契約書及び、予定価格と入札書価格の内訳書及び委託費支払いに関する支出命令書。</p> | 部分開示 (法人情報) |
| 46 | 令和2年9月9日 | 市長（財政部） | 課税課 | <p>固定資産税において</p> <p>1 令和3年度の評価替えに関して土地鑑定評価を委託するに、その委託料の支払いに関する支出命令書。また、同時に契約した令和3・4・5年度下落修正率算定業務委託するに、その委託料の支払いに関する支出命令書（本請求書発行日付けにおいて会計行為実施済み分）。また、以上の委託契約の契約書に記載された「支払方法は別途協議」とされた協議の協議書。</p> <p>2 平成30年度の評価替えに関して固定資産税土地評価に適用する標準宅地の不動産鑑定評価及び平成30・31・32年度下落修正率算定業務委託の契約書及び、予定価格と入札書価格の内訳書及び委託費支払いに関する支出命令書。</p> | 部分開示 (法人情報) |
| 46 | 令和2年9月9日 | 市長（会計課） | 会計課 | <p>固定資産税において</p> <p>1 令和3年度の評価替えに関して土地鑑定評価を委託するに、その委託料の支払いに関する支出命令書。また、同時に契約した令和3・4・5年度下落修正率算定業務委託するに、その委託料の支払いに関する支出命令書（本請求書発行日付けにおいて会計行為実施済み分）。また、以上の委託契約の契約書に記載された「支払方法は別途協議」とされた協議の協議書。</p> <p>2 平成30年度の評価替えに関して固定資産税土地評価に適用する標準宅地の不動産鑑定評価及び平成30・31・32年度下落修正率算定業務委託の契約書及び、予定価格と入札書価格の内訳書及び委託費支払いに関する支出命令書。</p> | 部分開示 (法人情報) |

| 受付番号 | 請求年月日 | 実施機関 | 所管課 | 情報の内容 | 決定状況 |
|------|------------|-------|-------|--|-----------------|
| 53 | 令和2年10月9日 | 教育委員会 | 図書館 | <p>1. 取手市立図書館管理運営規則の全文を示せ。</p> <p>2. 取手市立図書館利用制限要綱の全文を示せ。(別表を含む)</p> <p>3. 前記制限要綱の別表の「180日以上1年未満は1か月間の貸出停止、1年以上は3か月間の貸出停止」とある。この「貸出制限」について、それぞれの「延滞期間」は当該要綱に1か月間、3か月間しか貸出停止はできない。ところが●●●●●●は、「この期間内に返さなければまだ貸出停止期間が延長される」旨の発言を、情報公開の場で発言した。一部の地方公務員の恣意により、明文化されている規定を口頭で左右し変改しようとするれば、あらゆる明文化された(法的)規定の正確な意味は、無意味となる。前記の発言はいかなる法的拘束力を持つ規定により変改されたのか。変改されたとすれば変改された新たな規定を示せ。</p> <p>4. 前記3の発言はなされなかった。従って当該要綱の規定は法的に有効である。という主張を行うとすれば、「●●●●●●」とせざるを得ない。この場合はその旨を示せ。</p> <p>5. 前記3, 4は夙に指摘してきたとおり、自治体の要綱に法的拘束力がないことを前提として、拘束力とは別箇に根拠の提示を求めている。取手市教育委員会は、現時でも自らの要綱に法的拘束力が存在すると主張しているのか? そう主張するのであれば、その法的根拠を示せ。</p> <p>6. 取手教育委員会は、地方自治法第14条②の規定に前記規則第14条と前記要綱が図書館利用者に対する法的根拠として適法である法規、行政実例、判例等を示せ。</p> <p>7. 前記図書館課はこれまでしばしば情報公開の場で法的根拠の提示を求められて「法的根拠はないけど」と繰り返し発言してきた。取手市教育委員会では、一部職員の発言が法令の規定に優先することがあるのか。優先されると主張するのであれば、その法的根拠を示せ。</p> <p>8. ●●●●●●年●●月●●日に●●●●●●に渡した質問書は、これまで●●●●●●, および●●●●●●(いずれも●●●●●●)が、図書館の運営管理(前記の規則、要綱等を含む)について法的根拠の提示を求めても、大半は●●●●●●として開示を拒否し、最近の情報部分開示の場でも法的根拠を示さず、しかも前記の●●●●●●の発言が法的に理解困難なことが大半であった事実により●●●●●●や個人の特定にかかる情報公開条例にかかわらず法的な質問を行っている。従って、それぞれの件に法的根拠の有無を含め必ず回答せよ。回答しなくてよいとする根拠もしあれば、それも答えよ。</p> | 部分開示 (文書不存在) |
| 54 | 令和2年10月14日 | 教育委員会 | 図書館 | <p>●●●●●●年●●月●●日付の「回答いたします」とする公文書について。</p> <p>A. 「記」以下はすべて質問内容を示さず、きわめておおまかに図書館課の都合よき結論のみを列挙している。どの内容に対する具体的回答なのか。質問の前文を示した上で、どの回答があるのかを1から10まで、すべて示せ。</p> <p>B. 前記Aに関連し、●●●●●●の具体的・法的根拠が示されおらず、「再度ご確認」の仕様がないう。</p> <p>たとえば前記3の「法的に根拠を有するもの」だけでは理解不能である。</p> <p>また、前記4の「日本国法令に従い、適切に判断し、行政処分等を含め、適正に業務を執行しています」とは、これまでの質問や批判にまったく答えていないのみならず、そもそも「日本国法令に従い」以下は、そのとおりに公務を執行するのが当然の義務であり、まったくその内容を答えていない。</p> <p>理解不能のごく一部のみ挙げても、この有様である。1から10のすべてについて根拠となる法令条文を示して、改めて答えよ(因みに、「法的根拠」を質してもすべて「●●●●●●」であった)。</p> | 部分開示 (個人情報) |
| 55 | 令和2年10月19日 | 教育委員会 | 教育総務課 | <p>令和2年8/18 教育委員会 定例会 会議録(非公開部分含む)</p> <p>令和2年10/6 教育委員会 定例会 配付資料一式(非公開部分含む)</p> | 部分開示 (個人情報) |

| 受付番号 | 請求年月日 | 実施機関 | 所管課 | 情報の内容 | 決定状況 |
|------|------------|-------|-----|--|-----------------|
| 62 | 令和2年11月18日 | 教育委員会 | 図書館 | <p>●●●●年●●月●●日付の、●●●●●●●●●●の「回答」について、</p> <p>1. 質問事項の1について、 当該記事5行目に「取手市立図書館利用制限要綱によって」とある。おや、●●●●●●●●●●で要綱が自治体において法的拘束を持たないことが「認識」されたのではなかったか？これが前記1の6行目に「よって法的に有効なものであり、地方法自治法第14条第1項に抵触するものではありません」という判断に結びつくのか？ 住民に対して「法的拘束力をもたない」ことが法的に有効なものに変化するのか？法的根拠を示せ。</p> <p>2. 前記1について、地方自治体において公法である地方自治法第14条第1項において、権利の制限にかかる規定において条例の規定を要する法律が、いかなる根拠において「民法」の契約が、前記1の「要綱」を踏まえ、公法の条例も存在しない事実を法的に正当化しうることになるか？法的根拠を示せ。</p> <p>3. 前記「回答」の「当該条例に基づく行政処分となります」なる文言について、「当該条例に基づく」とは、どの条例か？まさか前記「回答」とする公文書のどこに存在するか？まさか、取手市情報公開条例第2条(3)の「ア」を指すのではあるまい。これまで「●●●●●●」とされた法令が前記第2条(3)の「ア」に該当しない根拠は、すでに教示済みである。抑、公文書における「当該」とは、その文書に（この場合、条例）当該条例が示されていなければ「当該」は正確に理解できぬ。本請求に対する通知書において、法的根拠を有する条例を示せ。</p> <p>4. 前記1, 2について請求を追加する。前記「回答」について、その3は、前記3のとおり、法令は不特定多数への販売を目的としたものではない。これは●●●●●●●●が故意に省いたと思われる前記情報公開条例第1条の条文「・・・を目的とする」までの文言で明白である。当該その3の法的誤りを確認せよ。</p> <p>5. 前記「回答」の4は、まったく根拠不明。「日本国法令に従い、適切に判断し、行政処分等を含め、適正に業務を執行しています」なる文言は、実例において、ほぼ大部分が虚偽である。これまでの情報公開請求への通知書等、多数の実例により、取手市教育委員会は当然、提示すべき法的根拠を「●●●●●●」としてきた。行政サイド、自治体に都合が良からうと悪からうと、自治体の運営は取手市の場合、法律に拠らねばならない。地方自治法を初め、前記文言どおり、本当に「日本国法令に従い、適切に判断し、行政処分等を含め、適正に業務を執行しています」なる文言を、それぞれ法令に従っている実例をあまりに多すぎ、明らかに法的に誤っているのは取手市教育委員会であることは自明であるから）10件以上示せ。当然、自治体が法令に従っている例が存在しないなど、考えられぬ。なお、これまでの前記教育委員会の「●●●●」理由および「回答」の誤りについては、そのいちいちについて指摘済みである。</p> <p>6. 前記●●月●●日付の「回答」の5については、規則および要綱を（法的に有効である一前記1で誤り指摘済み）定めていながら、行政法、公法に拠らず民法に拠る法的根拠を示せ。</p> <p>7. 前記6について、●●●●●●●●は、前記「回答」の1には、規則と要綱のみを示し、夙に教示済みの地方自治法第14条第1項に抵触していない旨主張する。さて、当該自治法の規定は、条例の規定を義務としている。なぜ●●●●●●は規則、要綱のみ（この無効であることは、すでに教示済み）を示し、肝心の条例を示さぬか？当然、規定されている条例が存在しないから、示しようがないからである。条例が存在しない事実の自治法上の法的誤りを認めよ。</p> | 部分開示 (文書不存在) |

| 受付番号 | 請求年月日 | 実施機関 | 所管課 | 情報の内容 | 決定状況 |
|------|------------|---------|-------|---|----------------|
| 65 | 令和2年11月25日 | 市長(福祉部) | 情報管理課 | <p>1. 情報公開条例の「目的」は前記条例第1条の通り、「(前略)市民の知る権利を保障することにより(中略)市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的とする」とあり、第1条の内容が「目的」である。従って図書館課の主張する前記条例第2条(3)のAにある不特定多数の者に販売することを目的としていない。なぜ第1条の「目的」が法令開示の目的でなく、販売が目的なのか、国、県、弁護士事務所等に確認の上、法的根拠を示せ。なお、茨城県の前記条例の趣旨も取手市と同様、「(前略)公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」とある。</p> <p>2. 前記第2条(3)のAの文言中、官報、白書は国民一般でなく、官庁等一部の者を主な読者としており、新聞、雑誌はその刊行の当初から商品であり、法令自体の前記1で触れた本来の「目的」とは根本から異なる性格を持つ。なお所謂「六法全書」ないし地方自治体にほぼ必ず置かれている「地方自治小六法」等は、通常、書店にはその棚に置かれておらず、役所や公立図書館で必要な者が閲覧するケースがほとんどであり、不特定多数の者に販売されている例は少ない。このように、前記第2条(3)のAの実例の商品としての性格が前記1の、法令制定、公布の目的とはまったく「目的」と異なっている。なぜ官報(ただし、どこの自治体でも広報紙の類は販売されていない。無料である。法令条文が不特定多数の者に「販売」されている例を極力多数挙げよ。また前記1、2の●●●●の実例と根拠に拠る主張が誤っている根拠を示せ。</p> <p>3. 前記1、2に関し、全国の自治体の情報公開請求に対し、自治体が(たとえば茨城県の各自治体の)前記第2条(3)のA(当然、正確な条文、文言等は取手市と若干異なることがある)、の趣旨を法的根拠として開示を拒否した例を挙げよ。</p> | 不開示 (文書不存在) |
| 66 | 令和2年12月3日 | 教育委員会 | 取手図書館 | <p>●●●●年●●月●●日付●●●●●●●●●●●●●●の「請求に係る情報の名称、内容」について、当該文書の前記箇所の1のCですでに指摘済みのように、●●●●●●●●●●●●●●は●●●●●●を理由として●●●●処分とした。</p> <p>前記1のCのとおり、不文律、不文法を除き、すべての法規は明文化されている。これについて●●●●●●は「法令はあるが求めている根拠となる法令はない」ことを●●●●●●の根拠とした。これに関し、</p> <p>1. 夙に指摘済みのように、地方自治法第2条第2項に地方自治体は政令等を除き法律に基づいて運営される。では、●●●●●●●●の答えのように、取手市教育委員会図書館課は法的根拠のない行為は(自らの都合の悪い問題)その法的正当性を持たないことにする、としているとしか考えられぬ。「あなたの求めている根拠はない」ことが事実とすれば、その法的根拠を証する文書を示せ。</p> <p>2. 前記1に関し、●●●●●●●●は情報公開の場で遅々「法的根拠はないけど」と発言した事実がある。前記図書館課は法的根拠のないことを自ら認める問題で、何を根拠とするのか、前記自治法第2条第2項に従う何を根拠とするのか、その根拠を示せ。</p> <p>3. 前記2に関し、●●●●●●●●は「法的根拠がなければ終わりだ」と指摘したところ「終わりじゃない」と●●●●●●は発言した。前記自治法条文を遵守する限り、「終わり」であるのは当然である。いかなる法的根拠において、法的根拠がなくても「終わり」でないのか?その根拠を示せ。</p> <p>4. 前記1までの全体について、前記図書館課には該当諸問題につき、法的根拠はあるが自らの行為を正当化する文書がないのかを確認せよ。</p> <p>5. 前記1および4に関し、前記図書館課には当該諸問題につき、法的根拠もそれを示す文書も、いずれも存在しないのか。前記4でなく、本項であることを確認せよ。</p> | 不開示 (文書不存在) |

| 受付番号 | 請求年月日 | 実施機関 | 所管課 | 情報の内容 | 決定状況 |
|------|------------|-------|-------|---|----------------|
| 67 | 令和2年12月14日 | 教育委員会 | 取手図書館 | <p>1. 情報公開条例の「目的」は前記条例第1条の通り、「(前略)市民の知る権利を保障することにより(中略)市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的とする」とあり、第1条の内容が「目的」である。従って図書館課の主張する前記条例第2条(3)の「ア」にある不特定多数の者に販売することを目的としていない。なぜ第1条の「目的」が法令開示の目的でなく、販売が目的なのか、国、県、弁護士事務所等に確認の上、法的根拠を示せ。なお、茨城県の前記条例の趣旨も取手市と同様、「(前略)公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」とある。</p> <p>2. 前記第2条(3)の「ア」の文言中、官報、白書は国民一般でなく、官庁等一部の者を主な読者としており、新聞、雑誌はその刊行の当初から商品であり、法令自体の前記1で触れた本来の「目的」とは根本から異なる性格を持つ。なお所謂「六法全書」ないし地方自治体にほぼ必ず置かれている「地方自治小六法」等は通常、書店にはその棚に置かれておらず、役所や公立図書館で必要な者が閲覧するケースがほとんどであり、不特定多数の者に販売されている例は少ない。このように、前記第2条(3)の「ア」の実例の商品としての性格が前記1の、法令制定、公布の目的とはまったく「目的」と異なっている。なぜ官報(ただし、どこの自治体でも広報誌の類は販売されていない。無料である。法令条文が不特定多数の者に「販売」されている例を極力多数挙げよ。また前記1, 2の請求者の実例と根拠に抛る主張が誤っている根拠を示せ。</p> <p>3. 前記1, 2に関し、全国の自治体の情報公開請求に対し、自治体が(たとえば茨城県の各自治体の)前記第2条(3)の「ア」(当然、正確な条文、文言等は取手市と若干異なることがある)、の趣旨を法的根拠として開示を拒否した例を挙げよ。</p> | 不開示 (文書不存在) |

